

機関番号：34419

研究種目：挑戦的萌芽研究

研究期間：2009～2010

課題番号：21653001

研究課題名（和文） 1930 年代日本の金銭債務処理法制——農村負債整理組合法の史的分析

研究課題名（英文） A Study on Settlements of Farm Households' Debts in Japan :1930-1942

研究代表者

林 真貴子 (HAYASHI MAKIKO)

近畿大学・法学部・准教授

研究者番号：70294006

研究成果の概要（和文）：

本研究は、農村負債整理組合法が大恐慌後の 1930 年代農村において、トラブル状況の紛争化を未然に防ぐことを目的として、農地や農耕機械等の財産処分によって負債整理を行うのではなく、自作農による生産活動を維持しつつ返済額の縮減・返済の長期化によって負債整理を図ろうとした制度であったということを明らかにした。さらに、法文上は紛争化した場合には金銭債務臨時調停法によって解決すると云うことが予定されていたが、実際には農村の負債に関して同法が用いられると云うことはほとんどなかった。研究期間内は主に史資料収集を行い、特に山口県全域と北海道後志支庁・網走支庁の負債整理事業を分析し、また金銭債務臨時調停法の統計等を集めた。

研究成果の概要（英文）：

The goals of this study were: (1) to clarify the purposes and actual conditions of the Partnership for Debt Settlement of Farmers Act (1933), and (2) to analyze the relationship between the Partnership for Debt Settlement of Farmers Act and the Interim Conciliation for Monetary Debt Act (1932). As a result of this study, the following findings were made: (1) the main purposes of the Partnership for Debt Settlement of Farmers Act were the prevention of legal conflict stemmed from the Great Depression, and to promote the continuation of farming under the rescheduled debts, in order to avoid selling land for repayment or as part of bankruptcy; (2) while the utilization of conciliation was designated for debt-dispute resolution under the Interim Conciliation for Monetary Debt Act, this Act was seldom utilized in practice to process debt problems in farming villages. Both historical and statistical records related to this topic were exhaustively collected, with particular attention paid to Yamaguchi and Hokkaido prefectures.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2009 年度	600,000	0	600,000
2010 年度	400,000	0	400,000
年度			
年度			
年度			
総計	1,000,000	0	1,000,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・基礎法学

キーワード：農村負債整理組合法、金銭債務臨時調停法、金銭債務処理、紛争処理法制史、昭和恐慌、農山漁村経済更生運動

1. 研究開始当初の背景

本研究は、1933年に制定された農村負債整理組合法の施行状況を明らかにしようとするものである。1930年代の農村について法史学的研究を行う意義と、同法が果たした役割を検討することの意義とを述べる。

日本の法史学研究では、そもそも1930年代以降を対象とした研究が少ない。同時期の町村に関する法史研究としては山中永之佑『日本近代地方自治制と国家』（弘文堂、1999年）第5章があるものの、行政孫内部に封数存在した生活単位としての「むら」（集落・部落・区等）の法的性質を論じたものではない。日本史、経済史の分野では大石嘉一郎＝西田美昭編著『近代日本の行政村』（日本経済評論社、1991年）や大鎌邦雄『行政村の執行体制と集落』（日本経済評論社、1994年）等の先行研究が、自治村落論として積極的な位置づけを「むら」（集落・部落・区等）に与えている。これらの研究によって、区や部落（「むら」）が内務省によって行政の基盤とされた実相が明らかにされてきた。しかしながら未だ実証研究は少なく、その「むら」を母体として設立された「組合」の法的性格を分析したものもほとんどない。さらに「むら」の理論的分析が1920年代までにとどまっている現状を考えると、本研究において1930年代の「むら」を、組合形成と組合を利用した紛争処理の観点から分析する意義は大きいと思われる。1930年代の「むら」や「組合」はアソシアシオンとは全く異なる、団体的性格の強い、中田薫教授の「実在的総合人」としての性格を有していたのではないだろうか。「むら」を単位として農村負債整理組合を形成し、その構成員全員が、何名かの組合員の組合形成以前の債務について無限保証責任を負い、組合員全員の生産計画書・返済計画書を示して、10年から15年に亘って返済が滞りなく行われることを目指し、実際に返済したのである。本研究では、農村負債整理組合の法的社会的性質を明らかにすることを通じて、近代日本における新たな社会関係の創出の態様を可視化し、そのような団体を通じた紛争処理のあり方を分析すべきであると考へた。

なお、農村負債整理組合法は、「紛争」の存在を前提とはしていないので、厳密には紛争処理法制に関する問題とはいえない。しかし、次の二点から、同法を紛争処理に関わる法過程の一環として位置づけ分析することが必要であると考えられる。第一に、同法は、放置すれば紛争となる可能性の非常に高い状況に対して、紛争とならないように予防的に対処しようとし、かつ紛争状態となった場合における解決（金銭債務臨時調停法の利用）をも定めていること。第二に、そもそも金銭

債務に関する紛争は債務名義の確定について争いのあるケースはほとんどなく、その履行方法（返済額や返済期限、返済方法等）に関して調整することになる場合が多いこと、である。金銭債務の紛争処理法制を歴史的に問題とする場合には、形式的に紛争状態にあるかどうかを問題とするだけではなく、負債の存在とその返済が困難であるという共通認識が形成された場合に、政府および社会はどのような処理方法を採用したのかということをも問題とする必要がある、と考えるからである。

2. 研究の目的

本研究の目的は、1930年代初頭の農山漁村経済更生運動下でおこなわれた、農村で組合を形成して負債を整理するという問題解決の方法およびその法過程について検討することである。具体的には、1933（昭和8）年に制定された農村負債整理組合法（昭和8年法律第21号）の施行過程において、組合形成の母体となった生活共同体＝農業集落としての「むら」が負債整理の法過程において果たした役割と「組合」を用いた問題解決の方法および金銭債務臨時調停法（昭和7年法律第26号）との関係を分析する。まずは、全国レベルでの同法施行状況を明らかにしたうえで、富山県砺波郡（現、富山県砺波市）、北海道内および山口県内における負債整理組合法施行の実態をあきらかにし、すでに先行研究において分析が行われている長野県西塩田村および浦里村等との比較を行う。

3. 研究の方法

本研究では、国立国会図書館、法務図書館、国立公文書館および道府県立・市立公文書館等において収集されている史料、おもに各道府県における負債整理組合法の施行細則、実施手引書、農村（都市）生活改善運動の啓蒙文書、京都地方裁判所や神戸地方裁判所における各種調停法施行時の統計等を収集し、同法の施行実態解明に努めた。

特に、山口県立文書館と北海道立文書館においては農村負債整理組合に関するまとまった史料を見ることができたので、その撮影整理を行った。

山口県立文書館の所蔵資料である、農業A303「昭和9年度 負債整理委員会助成交付金一件 規画課」は、昭和9年度の農村負債整理事業交付金の還付に関する史料等であり、農林省経済更生部および山口県内各市町村からの山口県知事宛文章等が綴じられている。昭和9年度の農村負債整理事業成績及収支決算報告に関する史料である。同じく、農業A304「昭和9年10月 負債整理事業資金配分協議一件（自昭和9年度（7月）至昭

和10年度(11年2月)経済更生課)」では、山口県経済更生課主任が起案し、同県知事や経済部長、経済更生課長決済の文書である「負債整理事業特別融通資金配分協議ニ関スル件」および、山口県知事から大蔵省預金部広島支部長宛文書等が綴じられている。また、市町村ごとに負債整理組合に対する貸付計画書・配分調書・負債調書等が綴じられている。さらに、農業A305「昭和11年 負債整理資金配分ニ関スル書類(十カ町村) 規画課」は、具体的な債権者債務者の調書および返済計画等が示されている。

次に、北海道立文書館では、A7-1/1637「農村負債整理組合及委員会状況並特別融通損失補償契約状況綴 北海道庁経済部農政課金融係」(史料の表表紙は「例規 18年度 農労部農業協同組合課」となっている)において、昭和9年9月20日の「全国負債整理組合設立状況及市町村負債整理委員会設置状況調 農林省」が示された後、昭和9年10月31日から「農村負債整理組合設立状況」が調べられ(この時点では主に市町村負債整理委員会設置状況)、その後標記の件について昭和18年7月31日までの記録がある。次いで、A7-2/703「農産例規 負債整理 北海道庁後志支庁(1933(昭和8)年~1945(昭和20)年)」は、支庁長、産業部長、内務部長から各市町村へ差し出された文書を綴じたもので、「負債整理組合法実施方針ノ件」に始まり「負債整理事業資金ニ干スル起債ノ件」、「負債整理組合ノ財産目録貸借対照表事業報告書及剰余金処分書式ノ件」、「負債整理事業資金融通ノ件」、「市町村負債整理委員会ノ負債整理斡旋ニ関スル書類ノ書式ニ関スル件」などである。A7-2/562「負債整理組合台帳 網走支庁」は、網走支庁の農村負債整理組合台帳原本であり、債務者債権者双方の情報と返済計画等が示されている。

4. 研究成果

本研究により、農村負債整理組合法は無限責任の負債整理組合を隣保共助の精神に則り、生活共同体の単位(「むら」)で設立し、債権者も債務者もまたいづれでもない人もすべてが組合員となって、負債の整理を目指すところに特徴がある。組合は、組合員(債務者)の負債整理計画を検討し、償還方法その他条件の緩和に関する協定の締結を債権者との間に立って斡旋し、市町村を通じて組合に対する負債整理資金の貸付を求める。この新たな貸付に対して組合員は無限責任を負うことになる。なお、組合による自主的な条件緩和の斡旋が奏功しない場合には、市町村に設置された通常10名から20名の負債整理委員会の委員が斡旋に乗り出すことになる。

政府は、昭和恐慌期の負債については、「善

良なる債務者の更生」のために、農村では生活共同体単位で無限責任を負わせて(条文上は有限責任組合の設置も認めているが)、負債整理を断行するとともに、都市部の小額(訴額千円以下)の紛争については、裁判所が関与した調停手続によって債務者保護に資する解決を図った。農山漁村経済更生運動から続く農村資金計画は、土地、資本、労力の分配の適正、生産販売購買の統制を、各種組合を通じて行なっていた。農業金融の合理化によって負債の固定化を防止しようとした。このような組合方式による負債整理と近代法とのかかわりについて、本研究では収集資料に基づいて分析した。

本研究により、次の四点が明らかとなった。第一は組合設立の単位に関して、第二は無限責任組合か保証責任組合かの選択について、第三は負債整理組合という紛争解決方式について、第四は組合設立の時期についてである。

第一に、組合設立の単位に関して負債整理組合は、生活単位としての農業集落(「むら」(史料上は部落や区と呼ばれる単位)ごと)に作ることを想定していたが、実際には農事実行組合単位で作った地域(北海道)や一村全体で負債整理組合を形成した地域(山口県大津郡宇津賀村)や個人単位での負債整理を認めていた地域もあり、多様な形態を有していた。農林省が作成した「農村負債整理法要綱」(山中永之佑『近代日本地方自治立法資料集成5』(弘文堂、1998年)406頁以下)には、同法の目的として「農山漁村ニ居住スル者ノ経済更生ヲ図ル為隣保共助ノ精神ニ則リ其ノ者ヲシテ負債整理組合ヲ組織セシメ組合ノ樹立シタル負債償還計画及経済更生計画ヲ実行セシメ以テ其ノ負債ノ整理ヲ為サシムルコトヲ目的トスルコト」とあり、その負債整理組合は「負債整理組合ノ組織ハ無限責任及保証責任ノ二種トシ部落其ノ他之ニ準ズル区域内ノ居住者ヲ以テ之ヲ組織スルコト」とある。行政村の内部にあって、生活の単位であるところの「むら」を単位として、負債整理組合を設立しようとしたことがわかる。しかしながら、自然発生的な「むら」の存在基盤が脆弱な北海道においては、「所謂隣保共助の精神を十分に発揮することは困難と思はれるので、農村に於ては組合員数比較的多い農事実行組合はその地区により、少い組合は二或は三組合を併せて地区とすることが望ましい」(北海道負債整理事業協会「負債整理組合指針 昭和12年3月」(国立国会図書館所蔵、特217-80)7頁)とされ、負債整理組合は、農事実行組合を母体として「人口の稠密の程度により臨機」に、そして「農山漁村の部落組織統制を紊さないように」注意しながら、形成された。

なお、「むら」を母体として設立された負

債整理組合では、その名称は通常、部落名＝区名（字名）を入れて、無限責任〇〇負債整理組合とするのが一般的であるが、山口県阿武郡弥富村内の半数以上の無限責任組合では、抽象的な名称を負債整理組合名として付けていたようである。たとえば、無限責任「共生」負債整理組合や、共富、豊栄、浄化、共和といった名前が散見される。

第二に、無限責任組合、保証責任組合（有限責任組合）のいずれを形成するかは、法規上は任意に選べることとなっているが、実際には管轄道府県の意向が強く働いたと考えられる。自然発生的な生活共同体である部落を持たない北海道においても、無限責任か保証責任かの問題に対しては「色々な関係を考慮するに無限責任組織にするのが適当である」（8頁）とする。その理由は「保証責任の組合のできるところには無限責任の組合ができ、無限責任の組合の出来ぬ様な処には先づ負債整理組合はできないと云っても過言でない」というもので、論理的にはともかく、結局とのところ、組合員ひとりひとりに無限責任を果たす覚悟なしに負債整理は断行できないというものである。無限責任組合か保証責任組合かの全国的な傾向は、庄司俊作「1930年代農村負債整理事業の実施過程—「町村——むら」関係の視点から—」（『社会科学』78号、2007年）56頁の表に示されている。富山県下には120の無限責任負債整理組合が作られ、8つの保障責任負債整理組合が作られたことがわかる。反対に、山形県は無責任負債整理組合が19であり、保証責任負債整理組合は223となっている。群馬県、埼玉県、千葉県、東京府には保証責任負債整理組合は存在しなかったようである。これは地域差というよりは府県の方針の違いと考えられる。たとえば同じく九州地方であっても、福岡県、佐賀県、熊本県は保証責任組合の方が圧倒的に多いのに対して、長崎県、大分県、宮崎県、鹿児島県は無責任組合の方が圧倒的に多い。なお、勝間田清一「農業金融並びに農家負債整理に関する諸問題」（1931年9月29日）によれば、負債整理が行われた時期の金利は、地方によって少なからぬ偏差があったようである。昭和13年3月の農山漁村経済事情調査をみると、鹿児島・宮崎・長崎・北海道・青森・岩手・秋田の各県は金利が高く、滋賀・三重等近畿地方は金利が一般に低い。前者の諸県のうち北海道・青森・岩手・宮城・秋田・山形等の東北諸県については、平均普通利子が有担保の場合で1割1分9厘、無担保の場合には2割2分2厘となっている。これに対して、同じく前者であっても鹿児島・宮崎・福岡・佐賀・長崎等九州諸県では、有担保で1割1分1厘、無担保で1割1分9厘である。後者の三重・滋賀・愛知・京都では、有担保の場合で8分

9厘、無担保でも9分6厘となっている。今後は、無限責任組合を形成することとなった地域はおおむね金利が高く、保証責任組合を形成した地域は相対的に金利が低いという仮説を検証したい。

第三に、負債整理組合はなぜ作られたのか、農村負債整理組合法は紛争の解決に当たった制度と言えるのだろうか、という点である。まず、農村負債整理組合法が制定される以前の昭和6年段階において、すでに農家負債は全国的な問題となっており、産業組合を主体として解決の道が探られていた。産業組合中央会では「我国五百万の農家に五十億の負債があり、その多くが生計不足の所謂喰い込みたるに於て憂患甚だ大なるものがあるは言ふ迄もないが、それが生産的であり開発的であつたものと雖も未曾有の経済不況に際会した今日、生産収入が激減し償還の資源を失ふたのであるから、我が農村は非常なる困危に陥つた」（中村越郎編集『産業組合ニ依る組合員の負債整理に関する事例』（産業組合中央会富山県支会、昭和六年十二月、国立国会図書館所蔵特222-293））との認識が共有されており、さらには国家財政も逼迫しているほどの不況下にあつては、低金利資金の供給を国家に頼るわけにはいかないという認識もあった。ここで重要な問題として、農村負債整理を必要とするにいたつた理由は、経済不況によって生産収入が激減したために償還の資源を失うというトラブルに見舞われたため、という認識が共有されていたことである。返済が滞る等によって、債権者・債務者間において法的紛争となった事例も数多くあつたであろうが、未だ紛争状態には至っていないとしても、このようなトラブル状況に対して何らかの対策が必要との認識が産業組合等を通じて全国で形成されていったのである（紛争とトラブルの違いについては、高橋裕「労働をめぐる紛争はどのように起きているのか」（大内伸哉編著『働く人を取りまく法律入門』ミネルヴァ書房、2009年、264-271頁参照）。さらに、負債整理においては、負債に対し財産を処分たり、あるいは保証者より弁済する「分産的」なものと、善後措置を講じて今日の窮境を脱せしめる「仕法的」なものがあるが、産業組合としては「仕法的」な方法を講じたいとの考え方が示されている。過度な財産処分を避けつつ負債整理を行おうという方針は、1930年代の自作農創設運動とも軌を一にし、まずは耕作を守り食糧供給を安定的に行うという当時の政策と合致する。

さらに、1931（昭和6）は、国家・政党・農業団体・無産団体といったさまざまレベルで、農家負債整理の方法が検討された。無産団体は、たとえば社会民主党は昭和5年12月党大会の農村窮乏打破決議により、長期無

担保低利資金の即時融通、借金支払延期並びに利子引下げの応急措置を要求し、旧全国大衆党は昭和5年における農村対策委員会において、総額千円以下の農村生活者債務支払猶予の応急措置、農村資金無担保融資を主張した。また、全国労農大衆党は昭和6年8月府県会議員選挙闘争委員会で「無産者モラトリアムの断行」をスローガンにするなど、いずれもモラトリアムと無担保融資（による借替）または利子引下げなどの応急措置を要求している。特に、帝国農会は、第一に、負債性の目標は「低利資金融通方策を講じて高利債の低利債への借替へ及び長期償還への改めを以て各年次の不安を緩和すること」にあり、第二に「負債整理計画は専ら町村がその責に任じて農家負債整理計画委員を設け償還事務は産業組合が執り、農業経営及農家経済の指導は町村農会が当たり三者が共同して一意農家負債整理に当たろう」とするものである。さらに第三には「負債整理は原則として共同組織によることとし、不動産抵当負債に対してはその負債者の連帯責任組合を作って特殊銀行に就き借替をなさしめ、無担保負債に対しては既設の町村産業組合により、必要ある場合には保証責任の信用組合を部落内に設立して負債整理をなさしめ」、第四に「政府を以て負債整理の為の低利資金を特殊銀行産業組合中央金庫に向かって融通せしむること」等を提言した（『帝國農會報』第21巻2号（復刻版、龍溪書舎、1980-1987年））。

このように帝国農会が出した成案は、その後の農村負債整理組合法の原型ともいえるべき特徴を備えている。結局のところ、先の産業組合主体による負債整理と帝国農会案とが主たる母体となって、農村負債整理組合法が起草されていくが、このプロセスの中で産業組合は債権者としての側面もあり、信用組合もまた旧借の債権者であるので、無限責任を負わせて隣保共助の単位として負債整理を行っていくには適さない・生活共同体により近い団体の方が生活全体について助け合いながら（あるいは監視しながら）負債整理計画を確実に実行できるとの判断から、新たな組合を作って負債を整理するという案が浮上するのである。

さて、農村負債整理組合法に繋がるアイデアは、兵庫県の産業組合による負債整理においても窺うことができる。ここでは、「五人以上ノ連帯債務ヲ為スコト」「頼母子講ノ方法ニ依ルコト」「債務者ヲシテ生命保険ニ加入セシムルコト」（3頁）などの方針が示されている。島根県では産業組合による負債整理要項において、特に「整理スヘキ負債ハ凡ソ左記範囲内ニ於テ選定スルコト」という項目があり、「1、負債ノ為経済窮迫スル者ノ旧債ノ2、償還固定セル旧債ノ3、年利一割、

日歩二銭八厘ヲ越ユル高利旧債ノ4、其ノ他必要ト認ムル旧債」（6頁）となっており、また「高利の旧借低利で整理更生は組合の力で」（16頁）との標語もあって、産業組合では、主として高利の旧債の整理を企図していたことがわかる（『産業組合に依る組合員の負債整理に関する事例』222-293頁）。

制定された農村負債整理組合法にもとづく負債整理組合は、道府県はもとより管轄市町村およびその単位で作られた負債整理委員会によって監督され、また協議斡旋を受けることができた。このため、たとえば山口県文書館所蔵の農業A304「昭和9年10月負債整理事業資金配分協議一件（自昭和9年度（7月）至昭和10年度（11年2月）経済更生課）」の史料に示されているように、山口県知事から大蔵省預金部広島支部長宛に示された「負債整理事業特別融通資金配分協議ニ関スル件」には個別の村の負債整理計画書等が添付されている。そこでは、「一 配分村名及金額」とともに、「二 添付書類」が付され、（1）起債決議書写、（2）負債整理組合ニ対スル貸付計画書、（3）向津具村ニ対スル既往ノ配分類調書、（4）負債調査書、（5）負債整理事業計画書を添えていたことが分かる。

第四に、負債整理組合の設立は1933（昭和8）年8月1日より昭和14年までに行うこととなっていたが、昭和9年度においても設立の進まない地域が多く（山口県立文書館文書等参照）、昭和11年頃から負債整理組合がようやく作られ、昭和13、14年頃から設立が本格化していった地域（富山県東砺波郡東野尻村）もあった。この点、農林省大臣官房総務課編『農林行政史』第2巻（農林協会、1957年）291頁以下で、負債整理が1934（昭和9）年に最高数を数えたとあり、本研究で調査した地域の実情とは異なる。また、北海道においてもA7-1/1637「農村負債整理組合及委員会状況並特別融通損失補償契約状況綴 北海道庁経済部農政課金融係」から、組合設立は昭和13年、14年頃に最も多いことがわかる。西田美昭編著『昭和恐慌下の農村社会運動』（御茶の水書房、1978年）148頁注（16）にはその理由として、「恐慌からの回復過程においては、農産物価格の回復にもとづく農家の手元資金の好転に支えられて、恐慌下に固定化していた（零細銀行からの——引用者）貸付金が強行的に回収される恐れがあったと考えられる。（中略）負債整理組合が、恐慌下においてではなく、農村経済の本格的な回復期（1937年）に設立された根拠としては、このような貸付金の回収の強行に対する予防的対応が必要であったという事情が指摘できよう」とされる。設立時期の問題は、農村負債整理組合法の目的と実際の施行状況の調査との関係でも重要であり、今後は全

組合の設立時期の調査を行って分析を深めたい。

以上、本報告書では四点を中心に本研究成果を整理したが、今後はさらに本研究期間内に収集した史料の分析を深め、モノグラフとしてまとめていく予定である。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計1件)

林真貴子「日本の司法統計」『東京大学社会科学研究所リサーチシリーズ』39号、査読無、2010、pp. 131-146.

[学会発表] (計0件)

[図書] (計3件)

林真貴子「明治期日本・勸解制度にあらわれた紛争解決の特徴」川口由彦編著『調停の近代』勁草書房、2011、pp. 149-197.

林真貴子「日本における法専門職の確立」鈴木＝高谷＝林＝屋敷編著『法の流通』慈学社、2009、pp. 639-665.

林真貴子「日本における法の継受に関する理論的研究の検討」水林彪編『東アジア法研究の現状と将来』国際書院、2009、pp. 17-42.

6. 研究組織

(1) 研究代表者

林 真貴子 (HAYASHI MAKIKO)

近畿大学・法学部・准教授

研究者番号：70294006

(2) 研究分担者 なし

(3) 連携研究者 なし